

新型コロナウイルスの対応について（第 43 報）

2022 年 1 月 26 日

「まん延防止等重点措置」適用に伴う在宅勤務等について

政府は 1 月 25 日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、18 道府県に対して「まん延防止等重点措置」を適用することを決定しました。期間は 1 月 27 日から 2 月 20 日までとなります。

当社は今回の決定を受け、札幌支店および岡山支店において 1 月 27 日から 2 月 20 日まで、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を実施します。

【在宅勤務 実施地区】

- | | |
|-------|----------------------|
| ・本社 | 期間:1 月 21 日～2 月 13 日 |
| ・東京地区 | 〃 |
| ・九州支店 | 〃 |
| ・札幌支店 | 1 月 27 日～2 月 20 日 |
| ・岡山支店 | 〃 |

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。